

準備しておくこと

葬儀・お墓

(1) 葬儀の形式

- 自分の信じる宗教で（具体的な宗教名：）
- 無宗教で 家族・親族等に任せる
- 行わない→(2)～(5)については回答不要

(2) 葬儀の場所

- 自宅
- 斎場、お寺、教会など 名称：
- 家族・親族等に任せる

(3) 葬儀会社や互助会などの契約

- なし
- あり（契約先： 連絡先： ）

(4) 葬儀の規模

- 多くの人と盛大に 一般的に
- 親族だけでしめやかに 家族・親族等に任せる
- 費用の希望（もしあれば具体的に 円くらい）

(5) 葬儀の費用

- 準備していない
- 準備している 連絡先
- 死亡保険金（保険会社名 連絡先）
- 預貯金

(6) 自分の訃報を知らせてほしい人は誰ですか

- 6ページ「連絡先」の人 近所 別途連絡先リストを作っている
- その他 (保管場所：) ↗(保管場所：)

(7) 遺影にする写真

- 特に決めていない 家族・親族等に任せる
- 決めている（保管場所： ）

(8) 葬儀について、その他希望すること (例) 流してほしい音楽・映像など

(9) お墓や埋葬への希望はありますか

- なし
- 先祖代々のお墓
墓地の名前
所在地
連絡先
管理している人の氏名・連絡先

- 購入したお墓
墓地の名前
所在地
連絡先

- 購入していないが希望する埋葬
()

(10) お墓や埋葬の費用は

- 準備していない
- 準備している
 死亡保険金（保険会社名 連絡先）
 預貯金

横浜市営墓地・納骨堂のご案内

横浜市民を対象に毎年秋口に募集を行っています。詳しいことは、お問い合わせください。

お問い合わせ先：健康福祉局環境施設課

電話：045（671）2450

メールアドレス：kf-kankyo@city.yokohama.jp

横浜市 環境施設課 検索

年 月 日作成

準備しておくこと

準備しておくこと

相続・遺言

相続する親族の範囲や順位（＝法定相続人）、相続分（法定相続分）は民法で定められています。遺言がない場合は、民法の規定に従って遺産を分けることになります。
なお、このノートに記入しただけでは、法的効力は発生しません。

(1) 遺言書を作成していますか

□ 作成している

□ 自筆証書遺言

- ・遺言書作成年月日（書き換えた場合は最新のものが有効です）

年　月　日　　年　月　日

※保管場所は、信頼できる人に伝えておいてください。

□ 公正証書遺言

- ・遺言執行者：

連絡先：

保管場所：

- ・遺言書作成年月日（書き換えた場合は最新のものが有効です）

年　月　日　　年　月　日

□ 作成していない

準備しておけること

遺言書について

遺言書と相続には、複雑なきまりがあります。
詳しくは、専門家にご相談されることをお勧めします。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成者	自分で作成	公証人が作成
メリット	<ul style="list-style-type: none">いつでも気軽に書き直しができる費用がかからない	<ul style="list-style-type: none">プロが書くので不備がない原本は公証役場で保管家裁による検認が不要
デメリット	<ul style="list-style-type: none">書き方を誤ると無効紛失や改ざんの危険死後、家裁の検認が必要	<ul style="list-style-type: none">手間と費用がかかる証人が必要（2人以上）

自筆証書遺言書管理制度

自筆証書遺言書を法務局に預けた場合、検認は不要で紛失等のおそれもなくなります。

詳しくは法務省へ [遺言書保管](#) [検索](#)

年　月　日作成

●法定相続人についての基礎知識●

- ・配偶者 = 法律上婚姻関係にある配偶者は常に相続人
- ・第1順位 = 子
- ・第2順位 = 親（直系尊属）
- ・第3順位 = 弟兄姉妹



子どもが2人

相続財産 1,200万円



80代で亡くなった奥様

配偶者

1/2

600万円



子どもが死亡などのときはその子（孫）



子ども 1/4 300万円

子ども 1/4 300万円

子どもがいない

相続財産 1,200万円



60代で亡くなったご主人

配偶者

2/3

800万円



親が死亡などのときはその親（祖父母）



亡くなった人の親 1/3 400万円

子どもがいない 親もいない

相続財産 1,200万円



60代で亡くなった奥様

配偶者

3/4

900万円



兄弟姉妹死亡などのときはその子（甥姪）



亡くなった人の兄弟姉妹 1/4 300万円

相続登記の義務化

相続により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

詳しくは法務省へ [法務省](#) [所有者不明](#) [検索](#)

(2) その他のおねがいごと

～自分が亡くなったあと、引き継いでほしい「思い」があれば書き残しましょう～

（例）解約してほしい契約、処分してほしいもの、やってもらいたいこと

自分がしてきたことで続けてほしいこと、SNS・メールアカウントの削除など